

アダルトビデオ(AV)被害防止・救済法案に関する声明

2022年5月25日

通常国会にアダルトビデオ(AV)被害防止・救済法案が提出された。

国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウは、AV 出演強要被害に長年取り組んできた立場から、深刻な人権侵害である AV 被害の防止と救済のため、支援現場の声にこたえて超党派で起草された AV 出演被害防止救済法案の国会上程を歓迎し、その一日も早い法案の成立を求める。

AV をめぐっては、ヒューマンライツ・ナウが 2016 年に公表した調査報告書で、意に反する出演強要の被害が後を絶たない実態を公表し、社会問題となった。

政府は 2017 年 3 月から被害防止対策に乗り出したものの、広報啓発が中心で、監督官庁や法規制がないまま、被害救済は進まなかった。

意に反する性行為の一部始終を衆人環視のもとで録画・販売され、事業者が巨額の利益を得る一方、被害者は、自身が性暴力を受け辱められている虐待映像を、世界中に広範にかつ半永久的に拡散される苦しみを味わい続ける。様々な理由で出演に追い詰められた被害者が、撮影後にいくら作品の販売・配信の停止を求めても、「出演強要の証拠がない」として認められず、自殺に追い込まれた被害者もいる。

ほぼ唯一の確実な被害救済手段だったのが、未成年者の契約の取消権だが、4 月 1 日に成人年齢が引き下げられ、18 歳・19 歳に新たな被害の増大が懸念された。被害の拡大を防ぐため、ヒューマンライツ・ナウは支援団体と共同で、未成年者取消権を存続する法制度の実現を今通常国会中に責任を持って進めるよう強く求めてきた。

与野党はこの声にこたえ、18 歳・19 歳に限定せずすべての被害を救済するために、議員立法で AV 被害防止救済法案をまとめた。

法案は、被害の甚大性を考慮し、通常の契約法理を踏み越えた異例の重層的な被害者保護を規定している。「出演者に対して性行為を強制してはならない」(3 条)ことを前提に、契約締結段階で事業者の詳細な説明義務・契約書交付義務を課し、撮影は契約書・説明文書の提供から 1 か月経過後と定め、出演契約で合意した性行為でも拒絶できるとし、安全と任意性を保障する措置を事業者に義務付けた。撮影終了後公表までは 4 か月を空け、その間に出演者に映像を確認する機会を与えることも義務付けた。事業者が義務に反した場合、出演者は無効主張ないし契約取消・解除ができる。

さらに、出演者は公表後 1 年間(施行後 2 年間は 2 年間)はいつでも無条件で何らの違約金も課されずに解除できる。取消・解除の結果、事業者は原状回復義務を負い、出演者は販売・配信の差止め請求ができる。さらに法案には、拡散防止に関する規定、事業者に対する

罰則規定も設けられた。

これらの規定は画期的で、被害者の被害回復のための強力な法的手段を付与するものだ。

法案をめぐっては、「契約による性交を合法化するのでは」との懸念が指摘されたが、法案はこの懸念に配慮し、規制対象の定義を修正したほか、第3条で解釈の基本原則として、民事上も刑事上も、違法な性行為を合法にするものではない趣旨を明確に規定した。

市民団体からは、そもそも性交を伴うAVや暴力的で安全でないAVを禁止すべきとの声が上がったが、今回の法案には盛り込まれなかった。これらの課題は、2年以内と定められた見直しに向けて議論を重ね、より良い改正を進める必要がある。

これまで光が当たらなかった極めて深刻な被害を救済するため、この救済法を実現し、一刻も早く被害救済を進めることが必要である。この法案をめぐって様々な議論が進んでいるが、性的搾取と人身売買、性暴力をなくす共通目標を実現するため、分断を生み出すことなく、引き続き、議論と取り組みを発展させることを全ての関係者に呼びかける。